諮問庁:外務大臣

諮問日:平成29年8月22日(平成29年(行情)諮問第336号)

答申日:平成30年9月25日(平成30年度(行情)答申第230号)

事件名:行政文書ファイル「日米防衛協力(CDAG3)3rd Mini

WG」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる9文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月16日付け情報公開第01022号により外務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の 審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることが できない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が 採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度(行情)答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(2)一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

外務省は、審査請求人が平成27年10月21日付けで行った開示請求「行政文書ファイル 「日米防衛協力 (CDAG3) 3 r d Mini WG」 につづられた文書の全て。」に対し、法11条による特例

延長を行い、相当の部分として1文書を特定の上、部分開示とする先行決定(平成27年12月21日付け情報公開第02208号)を行った後、最終決定として、文書10件を対象文書として特定し、8文書を部分開示、1文書を開示、1文書を不開示とする原処分を行った(平成28年5月16日付け情報公開第01022号)。

これに対し、審査請求人は、不開示処分の対象部分の特定及び一部に 対する不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原決定において部分開示及び不開示とされた、別紙に記載の9文書である。

- (3) 不開示とした部分について
 - ア 文書 2 , 文書 7 の下記オ及びク以外の不開示箇所,文書 8 並びに文書 9 の下記カ及びク以外の不開示箇所には,公にしないことを前提とした米国との協議の概要及び内容に関する情報が記載されており,公にすることにより,国の安全が害されるおそれ,米国との信頼関係が損なわれるおそれ,他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため,法 5 条 3 号により,不開示とした。
 - イ 文書3の不開示箇所は、テロ対策に関する情報が記載されており、 公にすることにより、テロの予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持 に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号により、不開示とし た。
 - ウ 文書4及び文書5の下記ク以外の不開示箇所は、米国との協議における我が国政府の対処方針に係る文書であり、公にすることにより、 米国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上、我が国として 不利益を被るおそれがあるため、法5条3号により、不開示とした。
 - エ 文書6の不開示箇所は、米国より公開しないことを前提に提供された情報であり、公にすることにより、同国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号により、不開示とした。
 - オ 文書 7 の不開示箇所のうち、総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧については、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 6 号により不開示とした。
 - カ 文書9の9枚目のうち1行目以外の不開示箇所は、政府機関の非公 表の直通・内線電話番号及びメールアドレスであり、公にすることに より、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6

号により不開示とした。

- キ 文書 1 1 の不開示箇所には、省内決裁の過程で関係部局により記入された、対処方針、プレゼン資料及び日程・議題調整についてのコメントであり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 5 号及び 6 号により、不開示とした。
- ク 文書5の1枚目下から13行目,文書7の5枚目本文3行目,4行目及び7行目,29枚目本文2行目ないし4行目,36枚目本文2行目及び3行目,39枚目2行目及び3行目,40枚目2行目ないし4行目,49枚目2行目ないし4行目及び8行目,61枚目本文1行目及び2行目,63枚目本文2行目ないし4行目,70枚目2行目及び3行目及び73枚目1行目及び2行目,文書9の1枚目下から8行目,6枚目表枠内及び8枚目表枠内の不開示箇所は,個人の氏名及び所属,個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができるものであるため,公表慣行のあるものを除き,法5条1号により,不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「本決定における特定の仕方では不十分である。」 として、不開示処分の対象部分の更なる特定を求めている。

しかしながら、外務省は、不開示理由毎に不開示箇所を明確に特定 しており、同請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分に ついては開示すべきである。」として、原決定の一部取消しを求めて いる。

しかしながら、外務省は、上記(3)のとおり、対象文書の不開示該当事由の該当性を厳正に審査した上で原決定を行っており、同請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当 であると判断する。

2 補充理由説明書

- (1)文書7の5枚目の7行目2箇所目の不開示部分については、法5条1号に該当するとして不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれもあるため、同条3号の不開示事由を追加する。
- (2) 文書2の1枚目の「3. 参加者」の1行目及び2行目の不開示部分,

文書6の4枚目2箇所目の不開示部分、13枚目下部の不開示部分の1行目、18枚目の不開示部分の1行目並びに21枚目及び22枚目の不開示部分並びに文書7の7枚目2箇所目及び73枚目6~8行目の不開示部分には、個人の氏名及び肩書が記載されており、特定の個人を識別できるものであることから、法5条1号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年8月22日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月10日 審議

④ 平成30年3月29日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年8月21日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同年9月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる9文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分において本件対象文書のうち法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とした部分は原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

なお、上記第3の2(1)で諮問庁が説明する文書7の5枚目の7行目の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分にて法5条1号に該当するとして不開示としたが、当該部分の一部は同条3号に該当するので、不開示事由を追加した旨説明があった。

2 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書7の総番号,発受信時刻,パターンコード及び配布先一覧の各不 開示部分には,外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理 に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 米国政府の職員の氏名及び肩書について

文書2の1枚目の「3.参加者」の1行目及び2行目、文書5の1枚

目下から13行目,文書6の4枚目手書き部分,13枚目下部の1行目,18枚目の下から3行目並びに21枚目及び22枚目,文書7の5枚目本文3行目,4行目及び7行目(1文字目ないし5文字目),7枚目の下から3行目,29枚目本文2行目ないし4行目,36枚目本文2行目及び3行目,39枚目本文2行目及び3行目,40枚目本文2行目ないし4行目,49枚目本文2行目ないし4行目及び8行目,61枚目本文1行目及び2行目,63枚目本文2行目ないし4行目,70枚目本文2行目及び3行目,73枚目本文1行目及び6行目ないし8行目並びに文書9の1枚目の下から8行目,6枚目表枠内及び8枚目表部分の各不開示部分には米国政府の職員の氏名及び肩書が記載されている。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。次に、同号ただし書イへの該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁の認識を確認させたところ、外務省は、外国政府の職員については、局長級以上の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該米国政府の職員はいずれも局長級以上には該当しない者であるとの説明があった。諮問庁の当該説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載されている情報については、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」とは、「公にされている情報」というに表する。

「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」 であるとも判断すべき事情は認められず,同号ただし書イには該当し ないと認められる。

また、当該部分は、法5条1号ただし書口及びハに該当すると認める べき特段の事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 我が国政府機関の非公表の電話番号,内線番号及びメールアドレスに ついて

文書9の9枚目(1行目を除く。)の各不開示部分には、国の機関の 非公表の電話番号、内線番号及びメールアドレスが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4)米国との協議内容及び我が国政府機関部内の対処方針について

文書 2、文書 4、文書 5、文書 6 (このうち、文書 2、文書 5 及び文書 6 については、それぞれ上記(2)に掲げる部分を除く。)、文書 7 (上記(1)及び(2)に掲げる部分を除く。)、文書 8 及び文書 9 (上記(2)及び(3)に掲げる部分を除く。)の各不開示部分には、特定の安全保障上の課題に係る日米間の協力に関する協議の内容並びに当該協議に際しての日本政府の対処方針及び日程・議題等の調整に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、日米間の公にされていない 防衛協力の詳細な内容及び日米防衛協力に関する我が国の対応方針等が 明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわ れるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の 長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号 に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) テロ発生時の対処能力強化について

文書3の不開示部分には、テロ発生時の対処能力の強化についての情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6)協議の資料案等の検討内容について

文書11は、特定の安全保障上の課題に係る日米間の協力に関する協議の資料案への政府部内のコメント及び日程・議題調整についての検討内容に関する情報が記載されている。

文書11は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の協議に際しての政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件諮問は、審査請求から諮問までに約1年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 3 号ないし 6 号に該当するとして不開示とした決定については、同条 1 号、 3 号ないし 5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別紙

文書2 CBRN防護ワーキンググループ課長級協議の概要 文書 3 CBRN防護WGにおける読み上げ文(警察庁) 文書 4 拡散対抗に係る日米協力(課長級協議)課長用メモ 大量破壊兵器の拡散対抗についての日米協力(CBRN防護WG) 文書 5 に関する課長級協議について(対処方針(案)) 文書6 米側プレゼン資料 (US-Japan CBRN Defense Mini-Working Group Way Ahead 他) 文書 7 CBRN防護WG(米側との事前調整) 文書8 日本側プレゼン資料 文書9 ミニCDWGロジ関連資料 文書11 決裁過程の文書